

修正案の提出について

議案第四号杉並区減税基金条例

右の議案に対する修正案を別紙のとおり杉並区議会会議規則第六十五条の規定により提出する。

平成二十二年三月十日

提出者 予算特別委員会委員 伊田としゆき

同 横山 えみ

同 小川 宗次郎

同 河野 庄次郎

同 渡辺 富士雄

同 安 斉 あきら

同 藤本 なおや

同 はなし 俊郎

同 岩田 いくま

予算特別委員会委員長 小泉 やすお 様

議案第四号杉並区減税基金条例に対する修正案

議案第四号杉並区減税基金条例の一部を次のように修正する。

第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 区長は、基本方針を策定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ杉並区減税基金委員会に報告しなければならない。

第十条第三項中「委員会は、」の下に「第二条第三項の規定により報告された事項並びに」を加える。

議案第四号杉並区減税基金条例に対する修正案新旧対照表

修正案  
原案

<p>(基本方針) 第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、基本方針を策定し、又はこれを 変更しようとするときは、あらかじめ杉並 区減税基金委員会に報告しなければならな い。</p> <p>4 略</p> <p>(委員会の設置) 第十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、第二条第三項の規定により報 告された事項並びに基金の管理及び処分に 関する事項について、区長に意見を述べる ことができる。</p>	<p>(基本方針) 第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(委員会の設置) 第十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、 基金の管理及び処分に 関する事項について、区長に意見を述べる ことができる。</p>
---	--

資料